

一般廃棄物収集運搬業許可証

*住所 埼玉県入間市狭山台三丁目2番地9
*氏名 株式会社遠藤商会
代表取締役 遠藤 孝一

〔*法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名〕

第50条第1項
日野市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例 の規定
第51条第1項
により、下記のとおり許可する。

令和6年4月1日

日野市長 大坪 冬彦
記



- 1 取り扱う一般廃棄物の種類 一般廃棄物 (A類)
- 2 事業の区分 収集及び運搬 (保管・積替え及び積置きを除く)
- 3 運搬先 浅川清流環境組合
バイオエナジー株式会社 [大田区]
ニューエナジーふじみ野株式会社 [ふじみ野市]
- 4 作業場所 日野市内
- 5 保管又は積替えを行う場合の廃棄物の種類 該当なし
- 6 許可の有効期間 令和6年4月1日から令和8年3月31日まで
- 7 許可の条件 (1) 廃棄物関係法令を遵守すること。
(2) 市域外から排出された廃棄物を、処分又は積み替えをするために市域内に搬入してはならない。なお、浅川清流環境組合構成市の一般廃棄物収集運搬許可を取得している事業者が当該市から排出された廃棄物を荷降ろしの為に搬入する場合は除く。
(3) 廃棄物を運搬する際に、可燃ごみと不燃ごみ (焼却不適ごみを含む。) を混載してはならない。
(4) 資源化等により減量化に努めること。
(5) 市の指示及び清掃指導員の指導に従うこと。

一般廃棄物収集運搬業許可証

*住所 埼玉県入間市狭山台三丁目2番地9
*氏名 株式会社遠藤商会
代表取締役 遠藤 孝一

〔*法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名〕

第50条第1項
日野市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例 の規定
第51条第1項
により、下記のとおり許可する。

令和6年4月1日

日野市長 大坪 冬彦
記



- 1 取り扱う一般廃棄物の種類 一般廃棄物 (A類)
- 2 事業の区分 収集及び運搬 (保管・積替え及び積置きを除く)
- 3 運搬先 浅川清流環境組合
バイオエナジー株式会社 [大田区]
ニューエナジーふじみ野株式会社 [ふじみ野市]
- 4 作業場所 日野市内
- 5 保管又は積替えを行う場合の廃棄物の種類 該当なし
- 6 許可の有効期間 令和6年4月1日から令和8年3月31日まで
- 7 許可の条件 (1) 廃棄物関係法令を遵守すること。
(2) 市域外から排出された廃棄物を、処分又は積み替えをするために市域内に搬入してはならない。なお、浅川清流環境組合構成市の一般廃棄物収集運搬許可を取得している事業者が当該市から排出された廃棄物を荷降ろしの為に搬入する場合は除く。
(3) 廃棄物を運搬する際に、可燃ごみと不燃ごみ (焼却不適ごみを含む。) を混載してはならない。
(4) 資源化等により減量化に努めること。
(5) 市の指示及び清掃指導員の指導に従うこと。